

省令第 66 の 6 で定める科目

省令第 66 条の 6 で定める科目	単位数	学部開設科目	単位数	履修方法	備考
日本国憲法	2	日本国憲法と人権	2	必修	学部選択科目
体育	2	スポーツと健康	2	必修	学部選択科目
外国語コミュニケーション	2	コミュニケーション英語	1	必修	学部必修科目
		医療英語	1	必修	学部必修科目
情報機器の操作	2	情報リテラシー	2	必修	学部必修科目
修得単位数	8	学部が開講している単位数	8	—	—